

議案第 2 号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会
教育長の給与等に関する条例の一部改正について

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 2 7 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育
長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年条例第 9
号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 3 5」に
改める。

第 2 条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正
する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 3 0」に
改める。

(北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年条
例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 3 5」に

改める。

第4条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例（以下「第1条改正後の市長等の給与等条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「第3条改正後の教育長の給与等条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条改正後の市長等の給与等条例又は第3条改正後の教育長の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条改正後の市長等の給与等条例又は第3条改正後の教育長の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。